

会 議 名	令和4年度 第2回 匝瑳市地域公共交通活性化協議会
日 時	令和4年6月28日（火） 14:00～16:00
場 所	市民ふれあいセンター 3階大ホール
出 席 者	<p>【委員】 （出席：19名） 宇井会長、藤井副会長、鎌形委員、菊間委員、飯島委員、河合委員、小林委員、笹本委員、崎山委員、成田委員、高山委員、熱田委員、渡辺委員、高橋委員（代理出席：平田首席運輸企画専門官）、渡邊委員（代理出席：成松主事）、伊藤委員、宮田委員、齋藤委員、大木委員</p> <p>（欠席：3名） 加藤委員、田邊委員、橋口委員</p> <p>【オブザーバー】 関東運輸局交通政策部交通企画課 山口専門官</p> <p>【事務局】 匝瑳市環境生活課市民協働班 林環境生活課長、小林主査、仲田主査補、高木主任主事</p>
会 議 概 要	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会長あいさつ 3 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1)生活交通確保維持改善計画（案）について (2)匝瑳市地域公共交通利便増進実施計画の変更について (3)その他 4 閉会 <p>※ 議事「(1)生活確保維持改善計画（案）について」の協議は、「議事(2)匝瑳市地域公共交通利便増進実施計画の変更について」の承認が前提となるため、「議事(2)匝瑳市地域公共交通利便増進実施計画の変更について」を先に協議。「議事(2)匝瑳市地域公共交通利便増進実施計画の変更について」の承認後、「(1)生活確保維持改善計画（案）について」の協議に移った。</p>
会 議 資 料	資料1 匝瑳市地域公共交通活性化協議会委員名簿 資料2 生活交通確保維持改善計画認定申請書（案） 資料3 匝瑳市地域公共交通利便増進実施計画の変更（案） 資料4 市内循環バス再編後の運行時刻表（ダイヤ）（案）「野田・栄循環」 追加資料1 地域公共交通確保維持改善事業について 追加資料2 計画の認定申請から補助金振込までのスケジュール 追加資料3 匝瑳市デマンド型交通のご利用案内（骨子案）

会議結果概要

(1) 匝瑳市地域公共交通利便増進実施計画の変更について

資料3、資料4について事務局から説明後、質疑応答

会	長	<p>・ 事務局の説明が終わりました。本年、3月に当協議会により取りまとめをしました、匝瑳市地域公共交通利便増進実施計画について、説明のとおり5月13日に開催した第1回協議会において1回目の変更をさせていただきました。今回は、2回目の変更について皆様に御協議いただくものです。変更内容の1点目は、市内循環バス再編に当たる運行回数の変更。2点目は、デマンド型交通運行事業者の変更。3点目は市内循環バスとデマンド型交通の事業実施に係る事業費試算の変更。以上3点をお示しさせていただきました。御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。</p>
委	員	<p>・ 車両34人乗りが29人乗りになったのは、臨時交付金の活用等の、何か理由がありますか。29人乗りに変更したので、運行回数を6回から7回に変更したのでしょうか。利便増進実施計画では運行回数を6回としているので、それを7回にするのは、バスに乗れる人数が減ったことが想定されますので、回数を増やした理由を教えてください。2点目は、6ページの事業の効果について御説明いただきましたが、資料4を見るとバスと鉄道が接続するデータが整理されており、便数の変更による鉄道との接続が改善されたのであれば、事業の効果に記載することも可能ではないかと考えます。また、資料3の5ページで、市内循環バスの再編に基づく令和6年度から令和9年度までの、調達主体が匝瑳市、千葉交通、JRバス、国と整理されていますが、例えば、匝瑳市の委託料226,352千円は、単年度でこれだけなのか、令和6年度から令和9年度まで毎年この金額を支払うのか教えてもらいたいと思います。市は予算の承認に市議会の議決が必要になると思いますが、この4年間分は市議会の承認を得られたものかどうか、又は、地方財政法に基づく繰越明許費が適用されているのか。場合によっては、そういう手続的な数値として、あまり表に出さないのであれば、私としてはそのように解釈しようと思いますが、4年間分の財政措置について教えてください。</p>
会	長	<p>・ 事務局、御質問の3点について回答はありますか。</p>
事	務	<p>局</p> <p>・ 1点目の運行回数につきましては、バス車両を小さくしたことにより運行回数を6回から7回に増やした訳ではありません。当初、6便で運行計画を作成しましたが、便と便との間の待ち時間が開いているということと、現行の8便から6便へ2便減少していることもあり、利用者の利便性を考慮して7便に変更しております。次に、資料4の接続の改善については、八日市場駅に地域の方を乗せていき、鉄道に乗っていただくという配慮を含めて作成しておりますが、都会とは違い電車、バス共に本数が少ないので、接続には、ある程度時間を近づけているものと、開いてしまうものがあります。したがって、接続については一定の配慮をしておりますが、改善まで至っていないと考え、事業の効果には記載しておりません。3点目の令和6年度から令和9年度までの金額については、毎年度この額を支払うのではなく、例えば、匝瑳市の226,</p>

352千円については、令和6年度から令和9年度までの4箇年で支払うこととなります。この金額の全体を現在、予算として、市議会に御可決いただいておりますが、あくまで計画上の表記となります。

会 長 ・ 委員の御質問は、市議会との調整がどの辺まで済んでいるのかというものであったと思いますが、市内循環バスの再編やデマンド型交通の導入について、市議会でもどの程度御説明をしているかを説明してください。

事 務 局 ・ 市議会には、令和3年12月全員協議会において、市内循環バスの再編及びデマンド型交通の導入に加えて、現在も実施している地域交通利用料助成事業、この3点を併用した公共交通の再編について御説明しております。利便増進実施計画につきましては、令和4年6月定例会に資料提供しております。

会 長 ・ 環境生活課長、もう少し具体的な説明はできますか。

環 境 生 活 課 長 ・ 令和3年12月16日に全員協議会で公共交通の再編について、先程の3点を説明いたしております。主な内容については、まず、市内循環バスの再編をとということで、6路線から5路線にすること。それから、デマンド型交通についても導入をするということを御説明して、議員の皆様方に一定の御理解をいただいたところでございます。また、先程の議会へ資料提出したというところでございますが、地域公共交通利便増進実施計画につきましては、この6月の議会に資料提供をしておりますし、匝瑳市地域公共交通計画につきましても、昨年の6月議会に資料提供しております。なお、循環バスの取得につきましても、今年の6月議会に、契約に係ります議案として提案しまして、御承認をいただいているところでございます。

会 長 ・ 今の説明のとおり、再編の概要的なものについては、全員協議会において市議会議員に御説明をしております。今年6月の議会では、皆様に取りまとめいただいた計画を議員の皆様方にお配りしております。御指摘いただきました、5ページの資金の額・調達方法については、見え消しになっている数字が議員の皆様のお手元にある状態です。

委 員 ・ 1点目の運行回数の変更については、車両定員数との関係性が無いということは理解しました。2点目ですが、事務局の説明にもあるように、本数が1日当たり少ないなかで、鉄道との乗り継ぎ等があると非常に良いと思います。接続を改善する取扱いは、再編時に併せて行うということですので、今日修正ということではなく、良くなった部分は事業の効果を示すときに、モードの違うモノの乗り継ぎを改善することは、利用者にとって連続性の部分で有効なので、鉄道とバス、鉄道とタクシー等の、モードの違うモノの乗り継ぎについて項目に入れても良いと思います。これは、今後事業を進める上での意見として捉えてください。3点目の、事業実施に必要な資金の額・調達方法については、理解しました。市議会にこの資料を提出しているということですが、国の金額も4年間、運賃収入でありながらも、千葉交通、JRバス関東、タクシー事業者の金額が入っていて、この資料が議会だけではなく、広く公表されるとすると、こうした数値は5年間これで決まったということで独り歩きしてはいけないので、取扱いは慎重にならないといけないと思います。5ページの下には、補助

金の額は現在の見込みであるとありますが、その他の数値も、例えば、バスで言うと軽油の額が物凄く高騰していて、これから5年間ずっと同じ経費でやれるのかどうか。色々変化している状況なので、もう少し下の注意書きを、調達だけではなく、ここにある5年分の数値は財源の裏付けがあるかどうか明らかにしないと出せないものではないかと思うので、資料を出すときに御配慮をお願いします。

- 会 務 局 長
- ・ 御意見について、事務局いかがですか。
 - ・ 5ページの資金の調達につきまして、数字が独り歩きしないようにということで、その説明を、表の下にある注意書きで補助金だけではなく、等、という形で括らせていただいております。国の策定マニュアル、手引きに準じて作成しておりますので御理解ください。
- 会 務 局 長
- ・ 委員の御発言は、事務局を御心配していただいた御意見であると思います。数字が独り歩きしないようにと御意見をいただいたのは、この数字が公表されるものであり、計画の冊子は議会へ配付しています。様々な場面で皆様方がご覧になったとき、誤解等を招かないようにと御配慮、御心配をいただいたということを我々は受け止めるべきだと思います。マニュアルでの記載の在り方ということは、ある程度理解しますが、この表記の仕方、説明の仕方は十分注意して、書類提出先である国と十分協議しながら調整していくということで、御理解をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。
- 委 員
- ・ よろしくをお願いします。もう1点、この変更が承認された場合に、生活交通確保維持改善計画（案）の議論に入るという流れは理解しましたが、変更に伴い何か手続があれば説明ください。
- 会 務 局 長
- ・ 事務局、回答はありますか。
 - ・ 生活交通確保維持改善計画については、デマンド型交通を運行するに当たっての運行経費補助となります。そこが連動しますが、市内循環バスが7便運行になることで生活交通確保維持改善計画に影響するということはありません。
- 委 員
- ・ 議会等には一度冊子で配られていて、変更したところをどのように周知するか。また、担当するJRバス関東様にどのような取扱いを、どのように行っていくのか。1日15回以下の運行回数は、道路運送法に基づく個別の届出が必要になりますが、運輸支局にいつ届出を行うのか等、市民への御案内方法や、バス事業者が行う手続、道路運送法に基づく手続をどのように行うのか、今の時点で分かっている内容を御説明いただきたいと思います。
- 事 務 局
- ・ 本日、計画変更の御承認をいただきましたら、市ホームページに掲載し、周知を図って参ります。バス事業者の運行許可手続は、5月の協議会でお示しのとおり、10月中旬を目途に運行許認可手続を進めていただくよう準備していきたいと思います。計画変更とは別に、市内循環バスの再編やデマンド型交通の導入周知も10月中旬から順次進めていきたいと思います。
- 会 務 局 長
- ・ 2点確認いたします。この利便増進実施計画の変更を御承認いただいた上でということになりますが、利便増進実施計画はいつから市ホームページに掲載

事務局	・ はい、既に掲載済みで、ご覧いただけるということで良いですか。
会長	・ はい、既に掲載済みでご覧いただけます。
事務局	・ はい、既に掲載済みでご覧いただけます。
会長	・ 本日、利便増進実施計画の変更を御承認いただいた場合は、変更したものを、早速、市民へ周知を図るということで良いですか。
事務局	・ はい。
会長	・ これから、市内循環バス、デマンド型交通の導入を含めた市全体の公共交通の見直しを、10月以降、どの様に市民の方へ周知や説明をするのか、詳しい説明をお願いします。
事務局	・ ホームページへの掲載につきましては、まず、3月に利便増進実施計画が策定された時点で掲載を行いました。その後、5月の協議会において1回目の変更を御承認いただいた後も、時間を空けず変更について掲載、周知を図っております。また、公共交通の見直し等について、今後、市民等への周知方法は、市ホームページや、広報そうさ等の広報媒体活用と併せて、シニアクラブや、いきいき百歳体操等の会合に出向いての御説明、また、市内循環バス車内や、バス停にも見直し内容を掲示して周知を図っていきたいと考えております。
委員	・ 意見として述べますが、ホームページの周知は広く沢山の方が見るのに効果的な広報手段だと思います。しかし、市民の方でも高齢の方から若い方まで、いつもホームページを見ているわけでもないのに、広報紙や会合に出向いた説明等の、変わったことが市民に十分周知できるようにお願いします。バス事業については、運行の1箇月前には届け出がないといけない決まりがありますので、安全な運行をするための調整が必要となるため、ギリギリではなく早めの調整をお願いします。
会長	・ その他、御意見、御質問はございますか。それでは、御意見、御質問がないようでしたら、質疑の方は打ち切らせていただきます。原案のとおり決することについて、御異議ありませんか。
委員一同	・ 異議なし。
会長	・ ありがとうございます。続いて、議事2に移ります。

(2) 生活交通確保維持改善計画（案）について

資料2、追加資料1及び追加資料2について事務局から説明後、質疑応答

会長	・ 事務局の説明が終わりました。御意見、御質問等がございましたらお願いします。
委員	・ 計画（案）の1. 地域公共交通確保維持に係る目的・必要性をみると、市内循環バスの利便性向上のため、市内循環バスの再編に伴う路線の統廃合により、新たに交通不便地域が生じるため、地域内にデマンド型交通の導入を提案されるということですが、このデマンド型交通を運行するのが、2ページの6にある2社のタクシー事業者様というのは理解しております。目的・必要性では、市内循環バスも、デマンド型交通と一緒にしようになっていますが、市内循環バスの経費はフィーダー系統補助を受けないのでしょうか。表1には、市内

循環バスを運行するバス事業者が運行予定者に記載されていません。別の補助制度で担保されるのか、若しくは市の一般会計なのか。計画（案）では、市内循環バスとデマンド型交通が関連して目的・必要性に記載されていますので、その違いをどのように捉えれば良いのか、説明をお願いします。2点目に、2ページの周知方法にあるSNSとは、匝瑳市ではどのような媒体で情報発信をするのか、決まっていれば教えてください。3点目は、団体等の会合に出向く場合や、市広報等の周知に係る経費については、市の財源で行うのか、説明をお願いします。

- 会 務 局 長 ・ 事務局、3点の御質問について回答はありますか。
- 事 務 局 員 ・ 1点目の御質問について、1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性に市内循環バスの再編が記載されており、表1の運行予定者にはバス事業者が記載されていないという御質問ですが、本来であれば市内循環バスも幹線である多古本線に繋がる支線として該当します。しかし、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱が平成23年3月から施行されており、匝瑳市内循環バスについては、補助制度が施行される前の平成9年から運行しているため、補助対象外となります。ただし、現在、匝瑳市地域公共交通利便増進実施計画を策定しており、国土交通大臣に認定申請を行い、認定されますと、計画期間中は特例で補助を受けることができるため、認定を頂きましたら改めて計画を協議会にお示しして国へ提出したいと考えております。2点目の御質問ですが、SNSについては匝瑳市の公式ツイッターを想定しております。3点目の御質問の広報に係る費用負担についてですが、こちらも匝瑳市地域公共交通利便増進実施計画が国に認定された場合には、補助金を活用して、バス等の公共交通内容を掲載した公共交通マップを作成したいと考えております。公共交通マップ以外のものについては、補助制度がございませんので市負担となります。
- 委 員 員 ・ 市内循環バスは平成9年から運行しており、今回は対象外であることは理解しました。今後、対象となる可能性もあるようですので、計画にあるように、市内循環バスやデマンド型交通のほか、広域的な路線バス等の、それぞれが補い合い、ネットワークとして匝瑳市の地域公共交通の確保維持に努め、国の予算を有効に活用できるようにしていただきたいと思っております。
- 会 務 局 長 ・ ほかに御意見、御質問等が無いようでしたら質疑等を打ち切らせていただいてもよろしいでしょうか。原案のとおり決することについて、御異議ありませんか。
- 委 員 一 同 ・ 異議なし。
- 会 務 局 長 ・ ありがとうございます。続いて、議事3に移ります。

(3) その他について

追加資料3について事務局から説明後、質疑応答

- 会 務 局 長 ・ 事務局の説明が終わりました。事務局、この資料は事前配布ではないですよね。今日初めて委員にご覧いただいているので、ここで御意見を頂くことは難

しいと思います。改めて確認しますが、今後のスケジュールについて、次の協議会の予定はいつ頃になりますか。

事務局 局長

- ・ 10月の予定です。
- ・ この骨子案について、現在も基本的な事項をタクシー事業者と調整中であると思いますが、この骨子案の取りまとめ時期、又は、発送する時期はいつ頃になりますか。10月予定の協議会において、改めて委員の皆様から御意見を頂くことになるのか、もし、10月では間に合わないのであれば、本日はご覧いただき、後日、改めて御意見を頂くことになるのか、如何でしょうか。

副会長

- ・ 御意見を頂くという前に、まず、この骨子案は誰に向けたものなのかが全く分かりません。利用案内と書いてあるので、利用者向けに作成したという趣旨は分かります。タクシー事業者様へ問い合わせがあったらどう対応しようか等、そのような場面では活用できると思いますが、どちらかというマニュアルの様なもので、利用者からすると、まずは、デマンドタクシーを利用したいときに、どういう手続を行うのかが分からない。まずは、登録してください。どこから使えますかと聞かれたら、お住まいから設定したポイントまで使えますよ、1回500円で使えますよ、ですから利用するときには予約を行ってください。予約は1件だけではなくて、4件までできますよ。ただし、一般のタクシーと違うので、乗り合いになります等の、使う側に立った目線で最低条件が分からないといけない。利用者が予約しようと思ったときに、どういう手順で予約をすれば利用できるのかが分かる形で作っていただかないと、利用者はこの利用案内のどこを見ていいのか分からない。北部エリアと南部エリアに分けているのは分かるのですが、各エリアには共通で利用できる施設もありますよね。共通で利用できる施設と、エリアだけでしか利用できない施設は当然変わってくるので、住んでる場所から行けるエリアや施設はどこなのかが分かるようにしておかないといけない。また、高齢の方は文字が小さく詰められてしまうと、見えないし見る気にならない。この案内を全部読まないと使い方が分からないようなものではなくて、使いたいときにどういう手順で行えば、予約して自宅の前や待合の場所に来てくれるのかが分かる資料を作っていただかないと。それに対して委員の皆様から御意見を頂いて修正をする。また、利用に当たって問い合わせが出てくる案件に対しては、今回の資料に沿って対応していくことは構わないと思います。利用される方は様々ですので、この利用案内については作り直していただきたいと思います。

会長

- ・ 御指摘のとおりであると思います。どういう目的でこれを作り、どういった対象に見て頂くのか等の、利用者の立場に立って作り込みをする必要があると思います。想定するものを網羅し整理してくれた意図は分かりますが、実際にこれをどのように使うのか等の、基本的な手順を含めた形で、もう一度利用案内の使い方や目的を整理した方が良いと思います。本日は、御指摘の内容を前提として、現在、市が考えているデマンド型交通の利用の仕方、考え方について参考までにご覧いただくということで留めます。御指摘を頂いた内容を整理して、改めて委員の皆様へ提示し、御意見を頂くことで如何でしょうか。事務

		局に改めて確認ですが、この利用案内はいつ頃までに作り、どの様に活用していくのですか。
事務局	局長	・ 周知、PRを10月中旬から行っていく予定ですので、それまでには委員の御意見を伺った上で作り上げていきたいと考えています。
事務局	局長	・ 10月の協議会はいつ頃を予定していますか。
事務局	局長	・ 周知、PRを10月中旬に予定していますので、その前には第3回協議会を開催させていただきたいと考えております。
事務局	局長	・ 周知、PRを始める前に協議会を開き、協議会において調整した利用案内を活用するという事で良いですか。
事務局	局長	・ はい。また、先ほどの御指摘等を踏まえ作成の作業を進める中で、必要であれば10月より前に協議会を開催させていただくこともございます。いずれにいたしましても、早めに調整を行い、委員の皆様へ御通知等いたします。
事務局	局長	・ 10月の協議会はどのような議事を予定されていますか。
事務局	局長	・ スケジュールでは、地域公共交通計画の評価等結果報告や、地域公共交通計画の実施状況（事業の進捗管理）を議事として予定しておりますが、その他にも、運行許認可手続に関する事項等の、調整が必要な内容も議事となること想定しております。
事務局	局長	・ 協議会の開催については、当初10月を予定しておりますが、場合によっては、開催を若干前倒しして、皆様方から御意見を伺いながら少し早めた会議の開催も視野に入れた検討するという事でよろしいですね。
事務局	局長	・ はい。
事務局	局長	・ 利用案内については、先ほど御指摘いただいた内容を整理した上で、説明文を加えて各委員へ配布し、皆様に拝見していただき、御意見等を事前に頂戴しながら整理をして、10月、若しくは少し前倒しして開催する次回の協議会において取りまとめたものに対して、改めて協議していただき、整理していくということを考えてください。事務局で利用案内について、利用対象や記載内容の順序を整理、検討し直してください。
事務局	局長	・ はい。
事務局	局長	・ 匝瑳市が初めて導入するデマンド型交通は、このような内容、このような手続きが必要だということを、市民の皆様にしかりと分かりやすく御説明していく必要があると思います。そういった意味では御利用案内を作ることは大事なことです。きちんと整理をしていきたいと思っております。また、生活交通確保維持改善計画（案）の2ページにある意識啓発を促す利用促進活動の展開について、事務局から、様々な会合等に出向いて説明していくという発言がありました。まずは、協議会委員として御参画頂いている匝瑳市区長会や匝瑳市社会福祉協議会、匝瑳市シニアクラブ連合会といった、匝瑳市を代表する組織体への御説明について、検討していただきたいと思っております。区長会については、各地区へお伺いして御説明していくこともあると思っておりますので、社会福祉協議会やシニアクラブ等の、各団体と良く協議して進めてください。本日お配りした、匝瑳市デマンド型交通の御利用案内（骨子案）については、こういった内容に

沿って、これからデマンド型交通の導入を進めていきたいという程度に御理解いただければと思います。市民の方に分かりやすい御利用案内の作成を、改めてしていきたいと思います。その間、事務局で整理したものを皆様方にお届けし、ご覧いただき、御意見を頂きながら、次回協議会までに調整していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

委員 ・ 昨年の協議会において、匝瑳市のデマンド型交通は1回500円で1時間前に予約ができるということで、JRバス関東様から「影響がある」という意見が出ましたが、影響が出ないということは確認済みなのでしょうか。区域型の乗合許可を受けるのに、道路運送法に基づく地域公共交通会議において、匝瑳市が国に代わって許認可の一部を行うのですが、一般のバス事業、タクシー事業に影響が出ないということが国土交通省のガイドラインに明記されていますので、10月に案が既に載っていて、手前に調整や意見を聞くということですが、バス事業者やタクシー事業者に影響が出ないように進めてもらいたいという意見が1点。また、デマンド型交通を北部と南部に分けてありますが、許可も北部と南部で別々なのか、2社とも匝瑳市全域で許可を取られるのか、予備車をどうするか等をこの公共交通会議で決めていないと、受託事業者は困ってしまうと思いますので、事業を担う側のスケジュールも示してこの場で議論しないと進まないと思います。これを見ると、いつからやるかが分かりませんが、計画を見ると年度内から始めるように見えます。計画を作って半年位はすぐに経ってしまいますから、スケジュールが厳しいのではないかと思います。今年度からやるのであれば、千葉運輸支局と十分調整してほしいと思います。

会長 ・ これまで事業者と協議等がなされたと思いますので、事務局から説明をお願いします。影響が出るというのは多古本線との兼ね合いだと思いますが、これまで事業者とどのような調整を図ってきたのか、また、協議会においても説明されていると思いますので、その辺りも説明をお願いいたします。

事務局 ・ 当初、協議会においてデマンド型交通の実施（案）について提示した際、バス事業者様と調整が整っておらず、JRバス関東様の前支店長からも多少影響があるというお話を頂きました。その後、JRバス関東様と調整を進めまして、具体的に、多古本線の主な利用者については八日市場駅から匝瑳高校、又は多古・成田方面へ向かう方の利用が多いので、朝早い時間帯はデマンド型交通の運行時間を設定しない、8時にタクシー事業所を出発するという設定で調整し、また、多古本線と路線が重複している市内循環バスの解消を行い、デマンド型交通の導入についての御理解を頂いたところです。次に、デマンド型交通の運行許可手続については、1箇月毎に各エリアを交互に運行していただくため、2社とも市内全域で許認可を取得していただくようお願いしております。

会長 ・ 2社とも市内全域で許認可を取るとことは、この協議会において説明した経過はありますか。また、タクシー事業者様と行ったこれまでの調整について、経過を説明してください。

事務局 ・ 5月の協議会において、3社での運行を予定しておりましたが、1箇月毎に各エリアを交互に運行するシフト表を提示して委員の皆様から御承認を頂いて

		おります。
会	長	・ デマンド型交通の実施の時期についての御質問であったと思いますが、事務局、回答ください。
事	務	・ 令和5年4月1日からの運行を予定しております。
会	長	・ これからどういう形で市民の方々に御理解いただくか、周知していくかということに関しての手續が伴ってまいります。その前に、制度の在り方等の内容も含めて、10月に予定している協議会までには、皆様のお手元で御確認いただけるよう対応を取らせていただきますのでよろしくお願いいたします。どのように御意見を頂戴するのか、また、どう集約し整理していくのかは、今後、協議させていただきますが、皆様から御理解、御承認をいただけるよう進めてまいります。これは事務局側の宿題、課題とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。ほかに、御意見等ございますか。無いようでしたら、事務局から今後のスケジュール等の説明をお願いいたします。
事	務	・ 先日行われたました令和4年6月定例市議会において、循環バス2台を取得するため議案を提出いたしました。取得予定の循環バスは、車両1台が2,000万円を超える契約であったため、議会の議決が必要なものでありました。この議案については、無事、市議会の御可決をいただくことができましたので、御報告申し上げます。2点目といたしましては、今後の活性化協議会スケジュール確認となります。スケジュールは5月13日開催の協議会においてお示しし、御承認をいただいたところですが、第3回活性化協議会の開催を10月中旬に予定しております。また、10月中旬からは、循環バスの再編や、デマンド型交通の導入に関する周知・PRを開始する予定となっております。循環バス再編に向けて、バス停の位置、運行ダイヤの詳細を10月中旬までに確定し、年内に運行許認可の手續を、デマンド型交通の導入に向けては、運行計画を8月までに確定し、同じく年内に運行許認可の手續を行っていただきたくお願いしております。このような作業工程に伴って、スケジュールでは10月に予定しております第3回活性化協議会開催を、状況に応じて予定より前に開催させていただくこともございます。何れも、開催通知等は、早い段階で委員の皆様へ送付させていただきますので、引き続きよろしくお願い致します。
会	長	・ 以上をもって全ての議事が終了しましたが、本日、オブザーバーとして関東運輸局交通政策部山口様に御臨席いただいております。議事の中で、生活交通確保維持改善計画を今月30日までに提出させていただく予定であります。本日の協議会の中で、御助言等あればお伺いしたいと思います。
オブ	ザー	・ 生活交通確保維持改善計画につきましては、今月30日までに御提出いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。1点、利便増進実施計画の承認について、バス路線の再編につきましては近隣市の承認が必要となります。具体的には旭市と香取市になりますが、旭市は停留所が残りますが、香取市は匝瑳市と繋がる停留所が無くなってしまいますので、協議調整を続けていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
会	長	・ 以上で全ての議事が終了いたしました。委員の皆様には長時間にわたり慎重

審議を賜りまして誠にありがとうございました。